六　基地局にあつては、他の無線局から制御されることなく送信を行うとともに、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うこと。

七　陸上移動中継局にあつては、基地局からの制御を受けて当該基地局と通信するとともに、一の通信系内の陸上移動局及び小電力データ通信システムの無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該陸上移動局及び小電力データ通信システムの無線局の制御を行うこと。

八　識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能を備えるものであること。

九　五、二一〇MHzの周波数の電波を小電力データ通信システムの無線局の五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合の変調方式、送信装置の空中線電力、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力及び帯域外漏えい電力については、第一号及び第三号から第五号までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

(2)　送信装置の空中線電力は二〇〇ミリワット以下とし、かつ、一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。

(3)　一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

水平面からの仰角（θ）	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
八度未満	六・二五ミリワット以下
八度以上四〇度未満	次に掲げる式による値以下 $0.125\times10^{(1.7-0.07\theta\ (\theta-8))}$ ミリワット
四〇度以上四五度以下	次に掲げる式による値以下 $0.125\times10^{(-0.39-0.122\ (\theta-40))}$ ミリワット
四五度超	〇・〇〇七九ミリワット以下

(4)　帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数（f）	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、二一〇MHz	五、〇二〇MHz以上五、一三四・八MHz以下	七五・二MHz以上一九〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下